

第 2 5 号 議 案

令和 8 年 3 月 1 8 日

府中町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の
策定について

府中町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定につい
て、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

府中町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号に掲げる業務以外の業務については、時間外勤務（同令第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況及び給特法等一部改正法第1条により新設された給特法第8条第1項を踏まえ、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即し、「府中町立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）」を定めることとする。

(2) 本町の現状

本町においては、令和4年12月27日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「府中町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「府中町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度及び令和7年度（4月から12月）は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（令和6年4月～令和7年3月）】

	年平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校	月38時間28分	36.0%	2.5%
中学校	月51時間36分	53.4%	15.9%
小中平均	月42時間21分	41.2%	6.5%

【令和6年度（令和6年4月～令和6年12月）の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校	月38時間33分	37.6%	2.7%
中学校	月53時間38分	56.2%	17.6%
小中平均	月43時間01分	43.1%	7.1%

【令和7年度（令和7年4月～令和7年12月）の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校	月36時間24分	32.8%	1.5%
中学校	月50時間28分	53.4%	13.5%
小中平均	月40時間45分	39.2%	5.2%

時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合（4月～12月の小中平均）は、令和6年度が43.1%、令和7年度が39.2%、月80時間を超える教育職員の割合（小中平均）は、令和6年度が7.1%、令和7年度が5.2%となっている。

また、中学校における月45時間を超える教育職員の割合が、小学校と比較すると高い。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間80時間を超える教育職員の割合を0（ゼロ）とする。
- ・ 小中学校における時間外在校等時間の月平均時間（4月～12月の小中平均）を令和6年度以下かつ令和7年度以下とする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を全国平均以下とする。
【令和7年度：町平均12.0%、全国業種平均11.3%】
- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を8日以上にする。【令和6年度：8.25日】
- ・ アンケート調査における「日々の業務で充実感を得られている。」の質問項目に肯定的評価をする教育職員の割合を85%以上とする。【令和7年度：83.8%】

3 計画の期間

令和8年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・ 登校支援員の配置による登校後の児童生徒の見守り活動（新規）
- ・ 休日や夜間などにおける児童生徒が補導された時等の対応（教育委員会対応）（継続）
- ・ 学校徴収金（給食費）の公会計化（継続）
- ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（地域学校協働活動推進員の配置）（拡充）

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（継続）
- ・ 水泳指導の外部委託（拡充）
- ・ 校舎の開錠・施錠の外部委託（継続）
- ・ 部活動の地域連携・地域展開（拡充）

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ 授業準備等への支援（スクール・サポート・スタッフの配置）（継続）
- ・ 学習評価や成績処理における学習支援ソフトや自動採点等のデジタル技術の活用（継続）
- ・ 専門スタッフの活用（スクール・カウンセラー、特別支援教育アドバイザー、青少年教育相談員、教育支援員、栄養職員の配置）（拡充）

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。（継続）
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫をする。（継続）
- ・ 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービス等を用い、

PC・モバイル端末等から受け入れ、集計する。(継続)

- ・ 学校から保護者へ発信するお便り、配付物を、原則、クラウドサービス等を用いて、一斉配信する。(継続)
- ・ 児童生徒への各種連絡は、クラウドサービス等を用いて配信する。(継続)
- ・ 宿題は、クラウドサービスやデジタル教材を積極的に用いて実施・採点する。(拡充)
- ・ 職員会議等の資料をクラウド上等で共有しペーパーレス化に努める。(拡充)
- ・ 学校の行事日程等は、クラウドサービス等を使って共有し、いつでも確認できるような体制づくりに努める。(拡充)
- ・ 教職員が作成した教材等をクラウド上等で共有し、活用できる体制を整える。(拡充)
- ・ 部活動の朝練習の原則中止 (新規)

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員への医師等による面接指導を実施する。(継続)
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。(継続)
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。(継続)
- ・ 学校における定時退校日を月2日(原則、第2・第4水曜日)以上設定するよう推進し、夏季及び冬季休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。(拡充)
- ・ ハラスメント等の相談窓口を設置する。(新規)

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、以下の内容に取り組む。

- ・ 町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システム等で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果やアンケート調査等から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課

題がみられるときは、当該学校に聴き取りや指導等を行う。特に時間外在校等時間が長時間になっている教育職員がいる学校に対しては、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。
- 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。